

検証・名張事件

— 無実への最終階段

持統院ゆきむら

青山ライフ出版

検証・名張事件―無実への最終階段◆目次

事件のカギは「証し19」と「栓抜き」	4
「無罪」と「無実」	152
凶悪重大事件の不提出記録について	155
起訴後の冤罪防止対策について	160
検察捜査及び裁判の実状	162
いわゆる「白」の捜査の徹底	165
総括Ⅰ なぜに今の状態が続いているのか	169
総括Ⅱ 奥西さんと弁護団へ	173

検証・名張事件——無実への最終階段

## 事件のカギは「証し19」と「栓抜き」

「大きな事件を、自分のちょっとした気持ちから、ぶどう酒に毒を入れてしまい、なんとお詫び申し上げたらよいか分かりません。」

担当刑事は刑事部長から、「報道関係者が『奥西に会わせてくれ、記者会見をやってくれ』と言っている。報道陣の方でどうしてもということと要望がある。何とか一つ、わずかな時間でもいいから会見できるようにならんかね」と言われたという。

そこで奥西勝に尋ねたところ、しばらく考え込んでいたが「今のこういう気持ちを社会の人に知ってもらいたい。自分の謝罪するという気持ちを新聞とかラジオ、テレビなどを通じて一応知ってもらいたいので会います」とした。

しかし、奥西勝によれば事実経過はまったく違う。

彼が後に弁護士に出した手紙によると、午前中の取り調べの際、担当刑事から「記者会見に出るように」指示された、という。

「何のためにですか」

「謝罪をするんだ。家族の者が部落の人に謝っているが、お前が謝らないと家族がますます苦し

む」

「記者に会っても話すことはありません」

いったん担当刑事は引き上げたが、戻ってきてから、「どうしても会見をやれ」と強硬だった。

「俺が教えてやる通りに話せばいい」そんなやり取りが交わされた末、奥西勝は渋々応じた。

家族の負担を軽くしてやりたい気持ちもあったし、自分はやっていないのだから、いつか真実が明らかになるのだと事態を楽観視してもいた。大勢の記者の前に引っ張り出されるわけではなく、少数の代表者と会うのだからと説き伏せられ、それならば仕方がないという気持ちになったのだという。(1969年7月4日・控訴審)

事件直後石原利一はブドウ酒の栓は自分が開けたとし、具体的に供述していた。

「私が席に着いている時、文子さんから『栓を抜いて』とブドウ酒の瓶が差し出されたので、私が『よし、抜いてやるわ』と言って何気なく瓶を受け取りました。瓶の口の方を右に、底の方を斜め左下にして、王冠を口に入れて歯でこじ開けようとしたら、私の側にいた男衆の中の誰であったか、『それじゃあ抜けない。歯を折るぞ』と言っておりました。

私はその言葉を聞いて、歯を折ってはだめだからと注意しながら、瓶の栓を噛んでテコの原理を応用してやってみましたところ、意外に簡単に一回で栓が開きました。それで瓶を文子さんに返したのです」

会場にいた者たちの証言の大半は石原利一が開けたというもので、一人は次のように証言している。

「男の方が最初の酒を注いでもらう少し前くらいに、文子さんか千恵子さんのどちらかであったと思いますが、私たちの方にコ字型に並んでいた(机の)内側からやってきて、ブドウ酒の絵を描いたレットルの貼った瓶を持ってきて、『誰か栓抜いて』と言ってきましたので、石原利一君が『抜いたろう』と言って口で栓の辺りを噛んでいるのを確かに見ました」それが4月12日以降、石原利一の供述は次のように変る。

「私は会合の席で奥西文子さんに頼まれて開けたと申しましたが、奥西千恵子さんに頼まれて開けたのか、その点、この2人の中のどちらかに頼まれたことは確かですが、どちらに頼まれたとは断言することが出来ません。また、ブドウ酒一升瓶入りの王冠を歯で開けたと申しましたが、その一升瓶は清酒であったか、またブドウ酒であったのか、はっきり記憶がありません。とにかく、ギザギザのあった王冠を歯で開けたことは確実であります」

4月16日には更に次のように変る。

「いろいろ考えてみますと、初めから申しているように、歯で開けるとギザギザがありましたし、中栓はなかったと思いますから、私の開けたのは酒の瓶であったと思うのが本当であります」目撃者の証言も4月21日次のように変る。

「前回申し上げたことの中で、石原利一君が栓を開けていた瓶にブドウ酒のレッテルが貼ってあったのを見たと言いましたが、これは間違いであって、今ようく考えてみますと、そのようなものは見なかったと思いますので、その点で訂正さして貰います」

裁判官 あなたは杉浦弁護士から、弁護士さんを付けられるんだということをいつ知ったかという問いに対して、拘留所に入って起訴されてからそれを聞かされたという風な答をしたね。

奥西 はい。そうです。

裁判官 その通り間違いはないか。

奥西 はい。間違いありません。

裁判官 あなたはこの事件で警察、検察庁で取り調べを受ける前に、そういうことを聞かなかったか。

奥西 僕は聞いたことはありません。

裁判官 (弁録録調書、各々の奥西勝の署名指印部分を示す) こういうのに指印を押したことはないか。

奥西 はい押しました。

裁判官 名前を書いてあるだろう。

奥西 はい。

裁判官 この弁解録調書を作られた時に読んで聞かされなかったか。

奥西 聞かしていただいた記憶ありません。

裁判官 弁護人を選任することができる旨を告げてあなたの弁解を聞いたということになっているが、どちらも、そんなことはなかったのか。

奥西 はつきりその時のことを……何かその時はわからなかったと思います。

裁判官 裁判官に勾留尋問を受けたね。

奥西 はい。津へ行きました。

裁判官 その時の裁判官もそのことを言わなかったか。

奥西 はつきり今記憶ありません。

裁判官 それじゃ、起訴されから弁護人のことを聞かれたということは違うじゃないか。

奥西 ……その意味がその時はわからなかったと思います。

裁判官 君が署名した前に、弁護士さんは未だ頼んでいませんが、その内考えます、とまで書いています。これでもわからんか。

奥西 ……………。

裁判官 検事も言わんことを書いたのか。

奥西 すみません。自分がうっかりしていたと思います。

○被告人36・4・2司(第三回調書)

前回私は全くうそを言っていましたことをまず最初からお詫び致します。それでは只今からほんとうのことを申しますからこれまでのことは一部とり消して欲しいと思います。私は今回世間を騒がした毒ぶどう酒事件の犯人でありますから只今からそのことについて申します。

○被告人36・4・21検

実はここで申し上げたいのは私は本件をやっていないということです。本当はやっていないので。警察の調べで私がやったと言いつ、今までもそう言いましたが違います。

問、そうすると本件の毒ぶどう酒で、五人が死んだのはどうして起ったのだろうか。

答、悪うございました。私がやったのに間違いありません。

被告人は手記においても「三月二七日午後六時二〇分頃家に帰り、山田清親子が来て山田の父が先に風呂に入り間もなく出て、テレビを家の者と山田の父と見ており、山田の兄が風呂に入り、そ

れが出てテレビを見て八時半頃山田親子が帰った。

私は○○子との約束があったので午後八時四〇分頃約束の場所で○○子と一〇分か一五分逢って福岡方へ行き、九時二〇分頃福岡方を出て帰宅したの九時五〇分頃で、自宅で女竹に農薬を入れる時がない」

兄貴は先ず○○子さんの持っていた大きな石をこまかく割ってやり、次に姉さんの前の石をげんので割ったのですがその割り方が○○子さんの時程親切にこまかく割ってやらなかったようで姉さんは兄貴に対して「○○さんのだけこまかく割って私には水臭いことをして行くわ」と大声で言いますと、兄貴は、「俺は鉄砲のみを取りに来たんやで、お前らのを割りに来たんやない」と言ってそのまま上へ行きました。

そのとき私はチエ子さんに「そんなこと言ったら家に帰ってから怒られるぞ」と言ってやりますとチエ子さんは「今晚は帰らへんからええわ」と言っておりました。

(坂峰富子 36・4・7 検)

乾杯をする前か後か判然しないが横に坐っているチエ子から「今日はあまり飲むと言われているんやけれど」と言われた。

三重県の山間部を名張川がのどかに流れている。その上流には奈良県との県境にある平和な村落、名張市葛尾（くずお）がある。ここでは、谷間の一本道に沿うように、25戸の農家が点在し、ほぼその中心の小高い丘にポツンと建ち、村人たちが公民館の寺がある。そこで、村の生活改善クラブ「三奈の会」が開かれ、その総会が終われば懇親会が開かれる。

時は、1961（昭和36）年3月28日、いつものように「三奈の会」が8時ころ親睦会に移った。男たちには清酒が、女達にはぶどう酒がふるまわれ、（男12名、女20名）32人の参加者たちは和やかに祝杯を挙げた。その時事件は起きた。

突然女たちがもがき苦しみ、あちこちで女性が嘔吐し、腹痛を訴えるなど会場は騒然とした状況になった。驚いた男たちは遠方から医師を呼んだが、その甲斐もなく5人が死亡、12人が中毒症状を起こしていた。

飲み残しのぶどう酒や犠牲者の嘔吐物を鑑定した結果、その中に有機燐剤であるテップが含まれていることが判明し、また死体解剖の結果、死因はテップ中毒であることが判明した。これが名張毒ぶどう酒事件である。

この事件は、事件後6日目に奥西勝氏が犯行を自白し、逮捕となった。公判では犯行を全面否定

……3年後の一審判決では、証拠不十分・自白も疑問で無罪となる。検察の控訴により二審は逆転死刑の判決。最高裁もこれを認め死刑が確定した。その後6度の再審請求はすべて棄却。第7次再審請求では名古屋高裁の第一法廷で再審が認められたが検察の異議申し立てにより、同じ高裁の第二法廷は再審を取り消した。弁護側はただちに特別抗告したのである。

私がこの事件に関心を抱いたのは、大きく言って二つある。一つは「裁判」そのものであり、二つは事件の内容である。

「裁判」では事実認定について、同じ立場の機関、すなわち地裁と高裁が検察の起訴事実を、全く逆の判断を下したことであり、加えて名古屋高裁での第7次再審請求における「再審開始」と「取消」の仕業である。併せて「無罪」の持つ意味に関心をもちたのである。

事件の内容については、奥西氏の取った一連の態度である。彼の動きに司法・検察には理解できても、地裁の裁判官同様私にも理解、共感できない処が多かったからである。

長い年月、心理臨床家として多くの人間、そして多数の事件に関わってきた人間としては、司法・検察と裁判所の対処は、法曹界に対して、多少の疑念を抱かざるをえない……

そもそも人が人を裁くということは、恐れ多い事である。冤罪は大罪である。奥西勝氏は訴える。「私はやっていない、無実だ」と……本人の言うとおりかもしれない。しかし「私がやりました」とも言っている。どちらが真実なのか？ これは本人だけが知っている事である。「真実はひとつ」

であり、それに如何にして近づくかが「人間理解」という様々な臨床課題に携わる立場からこの事件の検証を企図するものである。

本件公訴事実の要旨は――

被告人は昭和二二年一月妻と恋愛結婚をして一男一女をもうけ、自宅で農業のかたわら日稼に従事しているものであるが、同三四年八月頃から当時夫に死別して後家になった、○○子と情交関係を結び、以来同所観音寺下の竹藪等を逢引の場所として関係を続け、その間衣類等を買ひ与えたことも二、三回あるが、この事が漸次部落の噂にのぼり、同三五年一〇月喧嘩して家庭に風波が絶えず、殊に同三六年二月初頃からはそれが一層険悪化して、被告人の命じる着衣の洗濯その他の用さえ素直にはしないぐらい冷淡薄情な反抗的態度に出られ、一方○○子も妻から散々責められる上に部落の人達からも手厳しく非難されはじめたために、被告人との関係に嫌気がさし、次第に被告人から離れようとする態度を見せはじめたので二月二〇日頃の夜最後に逢引したときには、これ限り関係を絶ちたいと言ひ出す始末となったので、妻の仕打ちに対する憤慨と○○子の心変りに対する恨みから心を腐らせてやけくその気分になり、いっそのこと妻、○○子の二人を殺して右三角関係を一挙に清算してすっきりした気持になろうと考えるようになった。

そして右二人を殺しても自分の犯行とわからないようにする方法や場所等につきあれこれと考え

ているうち、たまたま同年三月二六日になってかねて同部落葛尾の一八戸と隣接の奈良県山辺郡山添村の七戸合計二五戸から二戸毎に一人又は二人ずつ出て男子二人女子二四人合計三六人の会員をもって組織している生活改善クラブ「三奈の会」の年次総会が同月二八日の夜同市葛尾七六番地にある同市蒲原地区公民館葛尾分館で開催されることを知り、右「三奈の会」にはかねて被告人、妻、〇〇子の三人共に会員となつてゐる外この総会では、二、三年前からの慣例としてそのあと引続いて懇親会が催されて一同酒食を共にし、女子会員達にも男子側の酒とは別にぶどう酒が出されることになつて居り、仮にそれが出されなくてもその代用として砂糖入りの爛酒が出されるものと予想されたのでこの懇親会を利用し、その婦人専用の酒に有機燐製剤の農薬「ニッカリン・T」を入れて飲ませる方法を思いつき、この方法によれば女子会員中特に酒好きな妻、〇〇子の二人をまぢがいなく殺せるが二人の外出席の女子会員多数を殺す結果となつても犯跡隠蔽のためにはこの方法より外ないと考えるようになった。

そこで同月二七日夜自宅で女竹一本を適当に切つて竹筒一個を作り、これに同三五年八月九日頃同市新町の黒田薬品商會から買受けて所持していた一〇〇CC瓶入の農薬「ニッカリンT」のうちから相当量をうつし入れてその用意をととのえた。

そして總會当日の三月二八日には午後五時二〇分頃右準備した「ニッカリン・T」入りの竹筒を上衣のポケットに忍ばせて自宅を出て、前記会場に出掛ける前隣家の同會會長奥西槍雄方に立寄つ

たところ、同家表玄関上り口の小縁に当夜の飲料として瓶詰ぶどう酒（三線ポートワイン）一、八リットル入一本と同じく日本酒二本が用意されていたので、その瓶詰ぶどう酒に「ニッカリンT」を入れようと最後の決意をかため、直ちに右三本の酒を一人で携えて前記公民館分館に運び、一先ず館内囲炉裏の流しの前あたりに置いたが、一足遅れて会場準備のため入って来た同会員坂峰富子が雑巾を取りに右奥西槍雄方に戻り、館内に居るのは被告人唯一人となった隙に乗り、ひそかに右瓶詰ぶどう酒の栓を抜いてそのなかに所持していた右竹筒入りの「ニッカリンT」を四乃至五CC泣入れた上、栓と包装紙を元通りに直して置き、同日午後八時前後総会が終り間もなく懇親会にうつった席上に右「ニッカリン・T」の混入されたぶどう酒瓶一本を出させ、その全量を出席の女子会員合計二〇人に各自の湯呑茶わんに分け注いで飲ませ、これら二〇人全員を殺そうとした。その結果何れもその飲用による有微燐中毒のため、うち五人を夫々間もなく右現場でこん倒死亡するにいたらせて殺害の目的を遂げ、一人を全治迄に一ヶ月以上を要する瀕死の重態に陥らせ一人に夫々入院加療数日乃至一ヶ月程を要する重軽症を負わせ、ゑの三人は何れも全然飲用しなかったために何等の中毒症も起させずに終り、いずれも殺害の目的を遂げなかったものであると請うにある。

この起訴に対して、裁判の判決は「無罪」を宣告したのである。  
無罪とした根拠は次のとおりである。